ロ　原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額に同条1(c)の規定により我が国以外の締約国についてその額が算定される拠出金の最高額の合計額を加えた金額に相当する金額

二　その他対象原子力損害に係る原子力損害賠償資金として文部科学省令で定める資金の額

（一般負担金の額の算定方法）

第三条　法第五条に規定する一般負担金の額は、一工場又は一事業所当たり、条約第四条1(c)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の最高額に、次の各号に掲げる原子炉の運転等の区分に応じ当該各号に定める率（同一の工場又は事業所に係る原子炉の運転等が次の各号の二以上の号に該当するときは、その最も大きい率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号。以下この条において「賠償法施行令」という。）第二条の表第一号に規定する原子炉の運転等　千万分の一万四千二百

二　賠償法施行令第二条の表第二号、第四号、第八号、第十一号、第十三号、第十五号又は第十七号に規定する原子炉の運転等　千万分の四百二十六（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、千万分の二百十三）

三　賠償法施行令第二条の表第三号、第五号から第七号まで、第十号、第十二号、第十四号又は第十六号に規定する原子炉の運転等　千万分の七十一（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、千万分の三十五・五）

四　賠償法施行令第二条の表第九号に規定する原子炉の運転等　千万分の二千百三十（大学又は高等専門学校における原子炉の運転等については、千万分の千六十五）

（法第十条第一項の政令で定める金額）

第四条　法第十条第一項の政令で定める金額は、一単位の三億倍の金額とする。

（特別負担金の額の算定方法）

第五条　法第十一条に規定する特別負担金の額は、条約第三条3及び4並びに第四条1(b)の規定により我が国についてその額が算定される拠出金の額に相当する金額とする。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

文部科学大臣　下村　博文
内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令及び保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十四号

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令及び保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第一条　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条中「第十六条」を「第十七条」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第十二条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第二条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附　則

この政令は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　下村　博文

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十五号

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令（昭和四十九年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中第二十号を第二十一号とし、第一号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、本則に第一号として次の一号を加える。

一　アゾ化合物（化学的変化により容易に次に掲げる物質を生成するものに限る。）

イ　四―アミノジフェニル
ロ　オルト―アニシジン
ハ　オルト―トルイジン
ニ　四―クロロ―二―メチルアニリン
ホ　二・四―ジアミノアニソール
ヘ　四・四′―ジアミノジフェニルエーテル
ト　四・四′―ジアミノジフェニルスルフイド
チ　四・四′―ジアミノ―三・三′―ジメチルジフェニルメタン
リ　二・四―ジアミノトルエン
ヌ　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン
ル　三・三′―ジクロロベンジジン
ヲ　二・四―ジメチルアニリン
ワ　二・六―ジメチルアニリン
カ　三・三′―ジメチルベンジジン（別名オルト―トリジン）
ヨ　三・三′―ジメトキシベンジジン
タ　二・四・五―トリメチルアニリン
レ　二―ナフチルアミン（別名ベーター―ナフチルアミン）
ソ　パラ―クロロアニリン
ツ　パラ―フエニルアゾアニリン
ネ　ベンジジン
ナ　二―メチル―四―（二―トリルアゾ）アニリン
ラ　二―メチル―五―ニトロアニリン
ム　四・四′―メチレンジアニリン
ウ　二―メトキシ―五―メチルアニリン

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

民事執行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月八日

最高裁判所

民事執行規則等の一部を改正する規則

（民事執行規則の一部改正）

第一条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七十五条及び第八十四条中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「海運支局」を「運輸支局」に改める。

第百五十条の三中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「振替機関等」の下に「（買取請求株式等に関する差押命令にあつては、債務者、買取口座開設振替機関等及び発行者）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「振替機関等」の下に「（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等をいう。次項、第百五十条の七第六項及び第百五十条の八を除き、以下同じ。）」を加え、「振替社債等の」及び「（以下「発行者」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる請求に係る振替社債等（以下「買取請求株式等」という。）について当該各号に定める買取口座に記載又は記録がされている場合において、買取請求株式等を差し押さえるときにおける前項の規定の適用については、同項中「振替若しくは抹消の申